

新型コロナウイルス感染症等に関する本山学園の今後の対応について

学校法人本山学園（以下、学園）においては、新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」の拡大を受けて、4月21日より休校措置をとって参りましたが、先般の同宣言の解除を受けまして、5月20日（水）付けにて休校措置を解除し、同21日（木）から対面授業を再開いたしました。皆様のご協力によりまして、現在順調に授業も進んできております。

一方6月24日には、岡山市でも新型コロナウイルスの感染者が1か月半ぶりに出ました。また全国的にも以前ほどではありませんが、なお連日百人前後の感染者が報告されています。未だ予断を許さない状況が続いています。学園といたしましては、このような状況を鑑み、授業の遂行にあたっては、国から提示されました「新しい生活様式」に基づいて、徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を講じることにより、感染防止対策と教育の場と質の担保の両立を目指し、これからも最大限の努力を払ってまいります。学園の全ての教職員と学生においては、引き続き、自分が感染するかもしれない、感染させるかもしれない、という危機意識を常にもって良識ある行動をとるようお願いいたします。

I. 今後の新型コロナウイルス感染症の防止に対する留意事項

以下の事項の遵守の徹底をお願いいたします。

1. 学園内において

1) 一般的注意事項

- ① エントランス及び各フロアにはアルコール消毒キットを配置する（事務局）。
- ② アルコールによる手指消毒、流水・石鹸による手洗いをこまめに行う。
- ③ 常時マスクもしくはフェイスシールドを着用する。
- ④ 咳エチケットを守る。
- ⑤ 授業時間外においても、学園内では、三つの密（密閉・密集・密接）の環境をつくらない。
- ⑥ 昇降にはなるべく階段を使う。エレベーターを複数人で使用する時には、同時に7名までとする。またエレベーターを待つ時には間隔をあけて並ぶ。
- ⑦ よく触る共通部分は随時アルコール消毒を行う（事務局）。

2) 授業の遂行に際して

- ① 学生の席は、各教室で可能な範囲で工夫して席の間隔をあける。
- ② 窓や入り口を開けて換気を図る。
- ③ 授業中も、教員及び学生はマスクもしくはフェイスシールドを着用する。

- ④ 授業の中で、学生間及び教員・学生間での近距離対面の機会はできるだけ避けるよう工夫する。
- ⑤ 実習授業においても、教育効果を落とさない範囲で可能な限り学生間及び教員・学生間の距離をあけるよう工夫する。

2. 学園外において

- ① 「三つの密」（密閉・密集・密接）の環境をつくらない、参加しないことを徹底する。
全ての教職員及び学生においては、これまで「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」の該当地域等で、クラスターが多く発生している所、若者が感染源になりやすい所、感染経路不明者が多く発生している所、等の場所への出入りは、引き続いて避ける。
- ② 不要不急の外出も引き続いて自粛する。
- ③ マスクもしくはフェイスシールドを正しく着用し、咳エチケットを守り、アルコールによる手指消毒、流水・石鹸による手洗いをこまめに行う。帰宅後は手洗いに加えて洗顔も行う。
- ④ いろいろな物にはできるだけ触らない。触ったら手洗いもしくはアルコール消毒をする。
- ⑤ 自分の手で鼻・口・目などには極力触らない。
- ⑥ 県境をまたいでの往来及び外国への渡航は極力避ける。必要時には、所定の届け出用紙を事務局に必ず提出する。

3. 体調チェックシートによる健康の自己管理の徹底

教職員及び学生の皆さんは、毎日、朝と夜に、体調チェックシートにより必ず自身の体調をチェックしてください。

- ① チェック項目に該当する症状、特に 37.5 度以上の発熱、呼吸器症状、嗅覚・味覚障害がある場合には、登校を控え、担任に連絡して指示を受ける。
- ② 新型コロナウイルス感染症であることが確定した人、及び 2 週間以内に流行地域に渡航・居住していた人との濃厚接触歴が判明した場合は、担任に連絡して指示を受ける。

II. 教職員あるいは学生において、感染が強く疑われる者あるいは感染者が出た場合の対応

1) 感染が強く疑われる者が出た場合

- ・ 該当者は、岡山県保健福祉部健康推進課から出されている「新型コロナウイルス感染症対応フロー図」（岡山県 HP 参照）に従って行動する。
- ・ 感染確定後は医療機関の指示に従う。
- ・ 症状緩解後の登校については、医療機関の指示に従う。

- ・登校後も学園内でのフォローが必要な場合には、医務室が対応する。
- ・感染が疑われたが検査結果が陰性であった者は、該当機関の指示に従う。

2) 教職員あるいは学生に感染者が出た場合の再休校等への対応

- ・学園は、文部科学省からの以下の通達に則り行動する。
「学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局（学園においては岡山市保健所 086-803-1360）と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する」
- ・法人事務局は、岡山市保健所と密に連絡をとり適切に対応する。

Ⅲ. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用の推奨

感染防止のために「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をスマートフォンにインストールし、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けられるようにする。

以上

2020年7月1日

本山学園新型コロナウイルス対策委員会